

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米国、連銀貸出制度の改訂を公表

連邦準備制度理事会は、本年3月に制定された金融制度改革法(5月号「要録」参照)に基づき、8月11日連銀貸出制度(いわゆるレギュレーションA)の改訂を発表した(1980年9月1日実施)。主な改正点は次のとおり。

#### 1. 貸出対象の拡大

加盟銀行のほか、支払準備対象の決済勘定あるいは非個人定期預金を保有する預金取扱金融機関を加える。ただし、当該非加盟金融機関が連銀以外の特定業態向け貸出機関(special industry lenders、例えば連邦住宅貸付銀行<Federal Home Loan Bank>、全米信用組合監督所中央流動性基金<National Credit Union Administration's Central Liquidity Facility>)から借入を受けられる場合には、当該機関からの時宜をえた調達が可能ない限り、連銀および当該貸出機関の協議のもとに信用供与を行うことができる。なお、通常の資金調達源からの借入が可能となった場合には、通常翌営業日に連銀に返済することが要請される。

#### 2. 貸出の種類

貸出の種類については課徴金(surcharge)賦課を織込んだ点を除き従来と同様であるが、その内容は以下のとおり。

#### (1) 短期的調整のための貸出(Short-term adjustment credit)

一時的な資金不足の補てんあるいはポジション調整の際生ずるやや持続的な資金流出の影響を緩和するための貸出(注1)。なお状況によっては連銀は課徴金(surcharge)を賦課することができる。

#### (2) 長期的貸出(Extended credit)

##### イ. 季節貸出(Seasonal credit)(注2)

季節貸出は中小預金取扱金融機関の季節的資金需要が前年の総預金平均額の一定比率(連邦準備制度理事会が設定)を超える部分についてのみ認められる(ただし、季節的に少なくとも4週間以上こうした状態が持続することが必要条件)。また流動性逼迫時において通常の季節的資金需要を超える借入需要が生じた場合にも考慮される。

なお状況によっては連銀は課徴金(surcharge)を賦課することができる。

##### ロ. その他の長期的貸出(Other extended credit)

個別の預金取扱金融機関が持続的な預金取崩しや金融市場における資金調達難、貸出金回収状況の突然の悪化といった特殊な状況(exceptional circumstances or practices)に陥ったり、預金取扱金融機関(資産の長期化した先も含む)がディスプレイターミディエーションのように調整の困難な長期にわたる金融市場の情勢変化に直面した場合に認められる。適用金利は理事会の検討の下に各連銀により公定歩合より高い水準に設定される場合がある。

##### (3) 預金取扱金融機関以外向けの緊急貸出(Emergency credit for others)

異常かつ危急(unusual and exigent)時において、連銀が経済全体のために貸出を行う必要があると判断した場合には、連銀は理事会と協議の上で預金取扱金融機関以外の個人、組合、企業に対し貸出を行うことができる(当該貸出が合衆国政府あるいは政府機関の資産によって担保されておらず、またはこれらによって元本と利息が十分保証されていない場合においては、5名以上の理事の賛成で供与することが可能)。なお適用金利は、預金取扱金融機関に適用される最高金利をさらに上回る水準に設定される。

(注1) 借入機関が公定歩合と市中金利の差を利用して利益を上げること、連銀借入資金を融資拡張資金や投資資金として充当することは認められていない。

(注2) 本年4月17日に暫定措置として導入された中小銀行に対する特別季節資金貸出措置(5月号「要録」参照)は新レギュレーションD発効の80年9月1日をもって廃止される。

#### ◇米国、支払準備制度の改訂を公表

連邦準備制度理事会は、本年3月に制定された金融制度改革法(5月号「要録」参照)に基づき、8月15日支払準備制度(いわゆるレギュレーションD)の改訂を発表した。主な改正点は次のとおり。

#### 1. 適用対象：

すべての預金取扱金融機関(従来は加盟銀行のみ)

#### 2. 所要準備率：

(1) 決済勘定<transaction account>(注1)残高25百万ドルまで：3%

同25百万ドル超の部分：12%

(2) 定期預金(個人分を除く)(注2)

満期4年未満：3%

満期4年以上：0%

- (3) ユーロ債務(注3)に対する残高準備率：3%
- (4) その他準備対象負債(CP、BA等)については、満期14日未満の場合は決済勘定として、また満期14日以上の場合には定期預金としてそれぞれの準備率が賦課される(注4)。

### 3. 準備適格資産

手持現金(ただし、金貨、銀貨等で古銭的・貴金屬的価値が額面を超えるものについては対象外)、連邦準備銀行への直接的な預け金、ただし非加盟銀行については直接連銀への預け金の他、連銀に準備金を積立てている他の金融機関、連邦住宅貸付銀行および全米信用組合監督所中央流動性基金(National Credit Union Administration's Central Liquidity Facility)を経由する(pass-through basis)間接的な連銀への預け金も適格資産と認められる(従来は手持現金、連邦準備銀行への直接的な預け金のみ)。

### 4. 準備預金対象機関の拡大に伴う経過措置(注5)

#### (1) 加盟銀行

イ. 新計算方式による所要準備額が80年8月31日時点における旧方式の所要準備額を下回る場合、80年11月12日までは旧比率を適用し、80年11月13日に新旧比率の差額の $\frac{1}{4}$ を引下げ、さらに81年9月以降年2回(3月、9月の第1木曜日) $\frac{1}{4}$ ずつ引下げながら80年9月1日以降新方式へ移行する。

ロ. 新計算方式による所要準備額が80年8月31日時点における旧方式の所要準備額を上回る場合、80年11月12日までは旧比率を適用し、80年11月13日に新旧比率の差額の $\frac{1}{4}$ を引上げ、さらに81年9月以降年1回(9月の第1木曜日) $\frac{1}{4}$ ずつ引上げるかたちで80年9月1日以降新方式へ移行する。

#### (2) 非加盟金融機関(中小銀行、外銀支店・エージェンシーを除く)

80年11月13日に新方式の所要準備額の $\frac{1}{4}$ を積立て、以後毎年9月の第1木曜日に $\frac{1}{4}$ ずつ積立て額を引上げる。

(3) 新規加盟銀行、新設銀行および外銀支店・エージェンシー、エッジ・アクト法人等、四半期ごと(既設の外銀支店、エージェンシー、エッジ・アクト法人等については80年11月13日以降)に所要準備額の $\frac{1}{4}$ ずつ積立額を引上げる。2年後に完全適用する。

(4) 中小銀行(外銀支店・エージェンシー、エッジ・アクト法人を除く)

総預金量1百万ドル未満の非加盟金融機関(約

11,400比行大半は信用組合)に対し、新たに賦課される準備額の積立て、および所要準備額報告義務を81年5月まで猶予する。また総預金量1百万~5百万ドルの金融機関については81年1月1日以降、四半期ごとの報告でよいこととする。

(5) NOW勘定については同勘定が従来から認可されているニューヨーク、ニュージャージー、ニューイングランド諸州以外の州においては連銀加盟・非加盟を問わず段階的導入方式を適用しない。

(注1) 準備対象の決済勘定には要求払預金、NOW勘定、ATS、シェアドラフトのほか、小切手、手形等第三者向け支払いが認められている勘定、電話連絡や従前の取決めにより預金者の他の勘定や第三者に移転可能な勘定(月4回以上が条件)、さらに自動出納機械(automated teller machine)、遠隔地サービス施設(remote service units)により第三者向け支払いを行うことが認められている勘定が含まれる。ただし、他の金融機関から支払いを受けるべき要求払預金残高および取立て未済現金項目(cash items in the process of collection)は準備対象の要求払預金から控除される。なお外銀、エッジ・アクト法人は事務所数に関係なく決済勘定のうち最初の250万ドルに対してのみ3%の準備率が賦課される。

(注2) 移転可能な定期預金、あるいは自然人(natural person)以外の預金者によって保有されている利付き定期預金を個人分を除く定期預金(nonpersonal time deposits)とする。ただし、経過措置として80年9月30日以前の個人定期預金に限り移転可能のものでも非個人定期預金とみなさない。また所要準備額報告開始日(80年10月30日)以前の期限付き(fixed maturity)定期預金については個人保有分と個人以外保有分の分類に際しサンプリング評価(standard sampling methods)を認める(期限の特定されていない定期預金<open account>については、個人、非個人の別を明確にしなければならない)。なお定期預金の最低期間を80年10月30日以降14日に短縮する(従来30日)。

(注3) ユーロ債務には、海外本支店からのネット借入、関連会社以外の海外預金取扱い金融機関からのネット借入、在米預金取扱い金融機関の海外本支店による米国居住者向け貸付、および在米預金取扱い金融機関が海外本支店に対して行う資産売却が含まれる。

(注4) 満期7年以上の劣後手形(subordinated notes)、フェデラル・ファンド、国債および政府機関債によるRPs等は準備対象とみなさない。

(注5) 準備預金算出に際しては、ある週(木曜日に始まる7日間の)準備預金積立所要額の算定基準として、従来同様2週間前の預金残高を基準とする方式を使用するが、当該週の預金を使用する同時準備計算方式(contemporaneous reserve accounting)への転換を検討しており、もし実施可能と判断される場合には、81年9月1日までに同方式へ移行する。

## ◇カーター大統領、経済再生計画を発表

カーター大統領は8月28日、大統領官邸に米議会、産業界、労働界の代表等を招き、経済再生計画(Economic Renewal Plan)を発表した。同計画の趣旨につきカーター大統領は、「景気回復促進による失業の減少という短期的な目的のみでなく、米国経済の再生という長期的な目標達成をもねらったもの」と説明。同計画の概要等は次のとおり。

### 1. 具体的内容

(1) 経済再生のための民間・公共投資の増加

## 1. 民間設備投資促進策

- (イ) 減価償却方式の簡素化(資産分類の大幅削減、現行130以上→改正後30以下)。  
 (ロ) 減価償却期間の短縮(毎年の償却率を現行比40%引上げ)。  
 (ハ) 中小企業に対し創立費の加速償却を特認。  
 (ニ) 利益をあげていないが、設備投資の必要性の高い企業に対し投資税額控除相当分の一部を支給(注)。

(注) 現行制度の下では、利益をあげていない企業は納税していないため、設備投資を行っても投資税額控除の恩恵を受し得ないが、今次措置により設備投資の必要性の高い欠損企業(例えば鉄鋼、自動車等不況業種の企業)については、納税していなくても投資税額控除相当分の一部(30%上限)を資金繰り上最も必要な時点で支給されることとなる(いわば一種の投資補助金のかたち)。

## ロ. 公共投資の増加

- (イ) 科学技術開発費の増額(81~82年度に6億ドル追加支出)。  
 (ロ) 輸送網の拡充  
 —石炭・農産物輸出増に対応するための鉄道の整備・拡充(総額17億ドル)。  
 —高速道路、大量輸送機関の整備・拡充(81~82年度に6億ドル追加支出)。  
 (ハ) 住宅、政府建造物、学校、病院に係る省エネルギー投資(81~82年度に12億ドル追加支出)。  
 (ニ) 輸出促進措置  
 —海外における米国人従業員への減税(注)。  
 —輸出商社(export trading company)の設立。

(注) 海外支店における米国人従業員に対する米本国の租税が高いため、人件費が高くなり、輸出先国の地元企業との競争上不利になるとの批判がかねてよりなされていた。

## (2) 政府・民間の協調関係(partnership)の樹立

官・民の協調なくしては解決しえない国家問題に対処するため、次のような大統領経済再生委員会(Economic Revitalization Board)を設立する。

- イ. 労働界、産業界、政府の代表者15人で構成(共同議長は、デュボン会長の Irving Shapiro 氏と AFL-CIO 会長の Lane Kirkland 氏を予定)。  
 ロ. 審議対象は経済政策全般とするが、取りあえず以下の問題につき大統領に勧告。  
 (イ) 労働者の産業間移動の促進と産業の地域配置の改善  
 (ロ) 労働者の技術向上と職業訓練  
 (ハ) 生産性上昇を阻害し、コスト増につながっている過度の環境・安全規制等の見直し

## (3) 産業構造の変化の影響を受ける国民・地域に対する

## 支援

- イ. 高失業州における、失業保険給付期間(現行、基本26週間、最高39週間)の延長(13週間延長し、最高52週間とする。追加給付額は81年度744百万ドル)。  
 ロ. 産業構造の変化により打撃を被った地域での民間投資促進のため、経済開発計画(現在議会に提案中)の融資保証額、利子補給額等を増額(81~82年度に30億ドルの追加支出)。  
 ハ. 上記地域の経済開発を図るため産業開発局(Industrial Development Authority)を設置(同局の詳細は経済再生委員会に諮問のうえ決定)。  
 ニ. 産業界地盤沈下、高失業に苦しむ地域の企業に10%の特別投資税額控除を追加(減税対象投資額の上限100億ドル、追加減税額の上限10億ドル)。  
 ホ. 不況対策のため地方交付金を増額(81年度10億ドルの追加支出)。  
 ヘ. 労働者の産業間移動・再訓練を促進・強化(81~82年度に600百万ドルを追加投資して約12の実験プロジェクトを実施。この結果若年労働者の雇用は450千人増加)。  
 (4) 租税負担軽減措置  
 インフレ再燃を避けつつ個人等の租税負担を軽減するため、次のような減税を実施。  
 イ. 雇用者および被雇用者に対し、社会保障税の8%に相当する金額の所得税額控除を実施し、81年の社会保障税の負担増を相殺。  
 ロ. 低所得所帯の勤労所得税額控除を拡大(10→12%)。  
 ハ. 共稼ぎ夫婦に対する特別減税を実施(独身者と比べた場合の不平等を是正する趣旨。30千ドルを限度に、所得の10%相当分を減額)。

## 2. 資金規模

### (1) 政府支出内訳

(単位、百万ドル)

	1981年度	1982年度	合計
経済開発計画	1,000	2,000	3,000
科学技術開発	300	300	600
輸送網の拡充	600	—	600
省エネルギー	975	240	1,215
職業訓練等	310	350	660
失業保険給付の増加等	526	435	961
地方交付金の増加	1,000	—	1,000
合計 (うち歳出増加分)	4,711 (2,400)	3,325 (1,890)	8,036 (4,290)

## (2) 減税額内訳

(単位・億ドル、カッコ内は会計年度ベース)

	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年
減価償却率の引上げ	63	124	165	206	242
投資税額控除の還付	24	26	25	25	23
所得税額控除 (社会保障税の8%)	128	145	162	180	210
勤労所得税額控除	9	8	8	7	6
共稼ぎ夫婦に対する特別減税	47	56	66	77	89
その他 (不況地域の特別投資税額控除等)	5	13	14	14	13
合計	276 (73)	372 (379)	440 (407)	509 (476)	583 (549)

## 3. 実施時期

原則として本年11月の大統領選挙後に法案を議会に提出し、来年初の立法化を企図(ただし、不況対策のための地方交付金増額および失業保険給付の増額は直ちに立法化)。

## 4. 効果、影響(政府推計)

(1) 景気面……82年までに民間設備投資(実質ベース)を10%増やすことなどを通じて、81年、82年の実質GNP成長率(第4四半期の前年比)をそれぞれ2%方押し上げ、81年は4%、82年は4.75%の成長を達成。

(2) 雇用面……81年末までに50万人、82年末までに100万人の雇用機会を創出。

(3) 物価面……コスト軽減と生産性促進を通じ、物価上昇率を引下げ(例えば81年中は0.2%ポイント)。

(4) 財政収支面……本計画実施に伴って景気が拡大し税収増が期待できることなどから、最終的な財政負担増は、計画に計上された額をかなり下回る見込み(注)。

(注) 81年度については、計画上の財政負担増は97億ドル(歳出増加額24億ドル、減税額73億ドル)となるが、政府推計によれば税収増等から最終的な負担増は57億ドルにとどまり、81年度の財政収支赤字幅は355億ドル(年次改訂見直し298億ドル+今次措置に伴う赤字拡大分57億ドル)となる見直し。

## 欧 州 諸 国

## ◇ブンデスバンク、最低準備率の引下げを決定

1. ブンデスバンクは、8月21日の中央銀行理事会において、国内債務および対外債務にかかる最低準備率を一律10%引下げ、9月1日以降実施する旨決定した(解放資金量約55億マルク)。

## 西ドイツの最低準備率

(9月1日以降適用、単位・%)

対象債務 債務残高	居住者に対する債務			非居住者に対する債務		
	当座性債務	定期性債務	貯蓄預金	当座性債務	定期性債務	貯蓄預金
1億マルク超	12.1	8.5	5.4			
1千万マルク超 1億マルク以下	10.3	7.2	5.2	12.1	8.5	5.4
1千万マルク以下	7.6	5.4	5.0			

(注) ブンデスバンクの発公文に基づき日本銀行調査局において試算。

2. 本措置についてブンデスバンクでは、「中央銀行通貨の供給ルートをこれまでの売戻し条件付債券オペ等や一時的なものから持続的なものに置換えることをねらいとしており、金融引締め政策の慎重な手直しをさらにもう一步進めたものである」としており、また今回公定歩合、ロンバート・レートの引下げを見送ったことについては、「ドイツ・マルクの軟調およびその背景にある資本流出の状況等対外経済面の実態を重視して、これを見送るのが適当と判断した」と説明している。

3. 本措置に対する反響をみると、一部に「景気の現状からみて、今次措置は全く不十分であり、公定歩合の引下げ等もっと思い切った措置をとるべきである」との批判もあるものの、金融界、産業界の多くは、「金融引締め政策の手直しを一步進めたもの」(産業連盟)として好感するとともに、「物価安定確保の基本線を崩さない範囲で景気の鈍化にも配慮したものであり、対外経済面からみても全く時宜にかなった措置」(銀行協会)と評価している。また労働組合も「まだ全く不十分(auf halbem Weg)ながら、緩和措置が一步進められたことはそれなりに評価できる」としている。

## ◇西ドイツ、連邦郵便債の発行を決定

西ドイツ連邦債シンジケート団小委員会は8月26日、期間10年もの連邦郵便債の発行を決定した。発行要領は以下のとおりであり、6月に発行された連邦鉄道債の発行条件(7月号「要録」参照)と比べると、その間の市場金利の低下(注1)を映じて、クーポン・レートが本年初来初めて7%台へ引下げられている。

カッコ内は6月発行連邦鉄道債の発行条件

期 間	10年( 10年)
表面利率	7.75%( 8.0%)
発行価格	99.50%(100.50%)
応募者利回り	7.82%( 7.93%)

発行額(注2) 9億マルク(7.5億マルク)

売出し期間 8月28日～9月1日

(注1) 国債(残存期間10年)平均流通利回り・%

	7月上旬	中旬	下旬	8月上旬	中旬
	8.01	7.94	7.82	7.81	7.77

(注2) ただし、上記発行額中1.5億マルクについては、ブンデスバンクが当座の買留保し、その後同行を通じて市場の状況をみながら漸次発行される。

#### ◇フランスの大手市中銀行、市中貸出基準金利を引下げ

1. パリ国立銀行、クレディ・リヨネ銀行は、8月20日、市中貸出基準金利(le Taux de Base Bancaire)の0.5%引下げ(12.75→12.25%)を実施した(注)。今次引下げは、5月2日(△0.25%)、8月1日(△0.25%)の引下げに続くもので、本年3回目。

(注) 三大国立銀行の一つであるソシエ・ジエネラルは、上記行に先行し、8月18日に同額引下げを実施。

2. 今次引下げにつき大手市中銀行では、「フランス銀行の市場介入レート引下げや西ドイツ金利の低下等を背景とした短期市場金利の低下により、短期市場金利と貸出基準金利との水準格差が目立ってきた(前回<8月1日△0.25%>引下げ直後+1.2%→今回引下げ直前+1.8%(注1)ことから、これを是正する意味もあって引下げたもの」で「引下げ幅を0.5%にとどめたのは(注2)、フランス銀行が漸進的な市場介入レート引下げ方針を打出してはいるものの、貸出規制等量の規制の緩和までは手をつけていないことを勘案したものである」と説明している。

(注1) 最近の金利動向

	コール・レート (1ヵ月)(A)	貸出基準金利 (B)	(B)-(A)
	%	%	%
前回基準金利 引下げ直後(8/1)	11.9 16	12.75	+1.2
今回基準金利 引下げ直前(8/19)	11	12.75	+1.8
今回基準金利 引下げ直後(8/20)	11	12.25	+1.3

(注2) 本年3月以降の今次引下げ局面では、フランス銀行の介入金利は8月20日現在累計で△1.75%(13→11.25%)低下しているのに対し、市中貸出金利は、△1.0%(13.25→12.25%)の低下(同追随率57%)にとどまっている。

#### ◇フランス政府、景気対策を閣議決定

1. フランス政府は、9月3日の閣議で、最近の景気後退傾向に歯どめをかける趣旨から、設備投資の促進と個人消費の喚起策を柱とする一連の景気対策を決定した(今後、2～3ヵ月間に実施予定)。パール首相は同措置発表に際し、「今次措置は、各国で生じつつある景気後退の波のわが国への侵入を未然に防止するとともに、来春の大統領選挙に向けて展開される各種政策論議の過程で高失業率やインフレ問題を巡って政策的混乱(tohu-bohu)

が生ずるのを避けるためのものである。これにより明年の設備投資は2.5%程度の伸びが確保(本年政府見通し4%、昨年実績2.4%)でき、消費需要も喚起されることから深刻な景気後退は避けうるものと考ええる。ただ、物価上昇率が依然高水準にあることや8月末ごろからフランもやや軟化の気配をみせている現状では、本格的な景気刺激策を推進することは困難であり、第2次石油ショック乗切りのための基本条件である①フランの安定、②賃金の抑制、③マネーサプライの抑制、④節度ある財政執行の4点は引き続き政策運営の基本姿勢として貫いていく所存である」旨表明している。

今次措置の概要は次のとおり。

##### (1) 投資面の対策

###### イ. 住宅建設の促進(支出規模25億フラン)

預金供託金庫、不動産貸付会社等の資金を利用し、新たに1万件の低利住宅貸付(Prêt Conventiouné)を追加。また同時に、失業者吸収の効果もねらって、建設業界のてこ入れをも企図。

###### ロ. 輸出振興等のための低利融資の拡充

輸出増大につながる投資に対し、低利融資わくを10億フラン拡大。また、雇用増大につながる投資に対しては融資条件を緩和。

###### ハ. 設備投資の振興(支出規模50億フラン程度)

来年度予算において、設備投資に対する税額控除等税制面での投資振興を図る。

##### (2) 消費面での対策

###### イ. 社会保険料の特別加算の廃止

社会保険財政建直しのため、昨年8月時限的に設けた1%ポイントの特別料率を、当初案通り明年2月以降廃止。

###### ロ. 低所得者に対する所得補てん(支出規模10億フラン)、就学子女に対する新学年手当(毎年10月に支給)、老齢福祉年金(11月支給分)をそれぞれ150フラン増額(所要額、新学年手当<7億フラン>、老齢福祉年金<3億フラン>)。

###### ハ. 農村世帯の購買力維持

11月後半に開催予定の全国農民大会の際に所要の措置を決定。

###### ニ. 最低賃金(SMIC)の年末調整

年中の物価上昇目減り分を年末時に調整。

##### 2. 今次措置に関する新聞論調は以下のとおり。

「今次対策は、来春の大統領選挙を意識した政治的ジュスチャーの色彩が濃いもので、景気浮揚効果はあまり期待できないのではないかと。例えば、低所得者層への所得補てんは現在のインフレ率(消費者物価7月前年比

+ 13.6%)を勘案すれば不十分(本年150フランで昨年<200フラン>比50フラン減少)であり、また、即効性のある消費刺激よりも効果発現の遅れる投資振興に主眼がおかれている点で、目前の景気後退に対して力不足の感は否めない。」(ル・モンド紙、レ・ゼコー紙ほか)

#### ◇英蘭銀行、国債の売戻し条件付一時的買入れ措置の一歩を期間延長

1. 英蘭銀行は8月7日、銀行および割賦販売金融会社を対象とする標記措置に関し、8月11日に期限が到来する(7月4日実施、約7億ポンド)分につき、利用額を5億ポンドに減額(個別金融機関の利用可能限度は各行の特別預金対象債務残高の1%相当額まで)して9月8日までその利用を認める旨決定した(7月号「要録」参照)。なお、同行は8月14日、18日に期限が到来する(7月11日実施、約9億ポンド)分についても7.5億ポンドに減額(同残高の1.5%相当額まで)のうえ、実施期間を9月15日まで延長する旨決定した。

(注) 同行は同措置の実施(7月11日)に際して、国債の玉不足から同措置を利用できない金融機関もあるため、各金融機関別利用可能限度額の範囲内で2年超の輸出・造船向け政府保証付貸付証書を担保とする貸付を認めたが、今次2回にわたる減額・延長措置に際してもそれぞれの限度額の範囲内で継続する旨決定。

2. 上記措置に関し英蘭銀行では、「国債払込み資金の増大や、9月1日に予定されている多額の納税資金需要などから、短期金融市場が引続きタイトなまま推移すると予想されたため実施したものである。もとより、本措置は現行金融政策の変更を意味するものではない」とコメント。

#### ◇スイス中央銀行およびスイス銀行協会、貯蓄預金金利等の引上げについて合意

1. スイス中央銀行とスイス銀行協会は、8月25日、協会加盟金融機関に対し、貯蓄預金金利(注)および抵当貸付金利の引上げを進めていくよう勧告した。

- (1) 貯蓄預金金利については、0.5%以上の引上げを適当と認める(12月1日以降実施)。
- (2) 既契約分の住宅抵当および農業不動産抵当貸付金利については貯蓄預金金利の引上げ幅を上回らない範囲内で明年3月1日以降、また前記を除く他のすべての不動産抵当金利(新規分および既契約分の貿易、産業抵当貸付金利)は本年10月1日以降引上げを認める。

(注) スイスでは、貯蓄預金金利に関しては、特に法的規制はないが、スイス中央銀行の指導のもと銀行協会が協会加盟金融機関に対しガイドラインを示し一種の自主規制を行わせている。

2. 本措置の背景は次のとおり。

スイス中央銀行では、住宅抵当金利および住宅金融の主たる原資である貯蓄預金金利の引上げについては、これが家賃等の上昇を通じてインフレを拍車することを懸念、これまで金融機関からの引上げ申請に対し、スイス銀行協会と協議のうえ一時見合わせるよう指導してきた。しかしながら、上記の結果貯蓄預金から相対的に利回りの高い他の金融資産へのシフトが生じ、住宅金融機関への資金流入が低下する傾向が一段と強まるに至ったため、スイス中央銀行としてもこれ以上放置することは国民経済的に好ましくないとの判断に傾き、物価情勢が落ち着きを取戻しつつある現時点をとらえて金融機関からの要請を一部延期するかたちで上記勧告に踏切ったものの。

#### ◇スイス政府・中央銀行、非居住者預金に対する付利禁止措置を全廃

1. スイス政府・中央銀行は、8月27日、次の為替管理の規制緩和措置を発表した(8月31日以降実施)。

- (1) 政府は、政令改正によりスイス・フラン建非居住者預金に対する付利禁止措置を撤廃する(注)。

(注) 付利が禁止されるスイス・フラン建非居住者預金は、3月11日実施の為替管理緩和措置により、当座預金および期間3ヵ月未満の定期預金のみとなっていた(4月号「要録」参照)。

- (2) 本政令に基づきスイス中央銀行は、銀行の非居住者預金および対非居住者先物為替取引の規制を全廃する(対非居住者先物為替取引についてはすでに3月11日に撤廃済み)。

2. 本措置に関するスイス政府・中央銀行の公式声明文は以下のとおり。

「本措置は、最近の国内景気の動向にかんがみ、もはや外資流入が、国内景気に悪影響を与えることはあるまいとの判断から採られたものである。これにより外資流入に対する規制はすべて撤廃されたこととなる。」

#### ◇スイス中央銀行、資本取引規制を緩和

1. スイス中央銀行は、8月29日、次の資本取引規制緩和措置を発表した(9月1日以降実施)。

- (1) 非居住者発行のスイス・フラン建中期私募債(Notes)の引受け、売却については、これまで一部の国内銀行に限りこれを認めていたが(注1)、今後は原則としてすべての国内銀行に認めることとする(ただし、引続きスイス中央銀行の許可を要する扱い)。

- (2) 銀行の非スイス・フラン建非居住者向け貸付については、スイス・フラン建を含む通貨条項付貸付(注2)を認める。

(3) 外国中央銀行に対しては、これまで国際機関発行スイス・フラン建私債についてのみ、例外的にその取得を認めてきたが、今後はすべての非居住者発行スイス・フラン建私債の取得を認めることとする。また、外銀および外国中央銀行に対し、スイス金融機関の対非居住者貸出への参加を認めることとする。

(注1) 私債発行については、シンジケート団(10行以内)の引受けによると規制されていた(51年1月「要録」参照)。

(注2) 西欧向けのドル建ユーロ貸付けの大半は同条項付となっており、借替えの際に他通貨への切替えができることになっている。

2. スイス中央銀行は本措置の目的につき以下のとおりコメント。

「本措置は、管理されたスイス・フランの国際化(kontrollierte Internationalisierung des Schweizer Frankens)をさらに一歩進めるものであり、金融・通貨政策上不必要となった規制を廃止したものである。また、スイス中央銀行としては、同時にこの措置によって他の国際金融市場におけるスイス・フラン取引の一部がスイス市場にシフトし、それに伴って得られる情報が政策運営に資することも期待している」。

#### ◇ベルギー政府、1981年度予算案を発表

1. ベルギー政府は8月10日、1981年度(1～12月)予算案を発表した。同予算案の概要は以下のとおり。なお、本予算案作成の前提条件として、81年度の名目GDP成長率7.6%が想定されている。

一般会計の歳出規模は、①各省庁経費のうち、物価スライド方式が適用されていないもの、および緊急性の低いものについては前年度並みに押えるほか、②公共部門の年金支払いにつき、支払額の2%を源泉徴収(歳出軽減60億フラン)することなどにより、総額1兆1,949億フラン(前年度実績見込み比+7.6%)と名目GDP伸び率と同率に抑えられている。一方、一般会計の歳入規模は、企業投資に対する付加価値税(従来5%)の撤廃や預金金利に対する税控除額の引上げ等の減税措置はあるものの、①エネルギー製品に対する付加価値税の引上げ(注1)(歳入増31億フラン)、②大企業に対する超過利潤税の延長(注2)(同20億フラン)、③脱税防止対策の強化(同150億フラン)等により、総額1兆1,042億フラン(前年度実績見込み比+9.3%)と歳出の伸びを上回る増加が見込まれている。この結果、一般会計の収支じりは907億フランの赤字と、前年度実績見込み(1,007億フランの赤字)比やや赤字幅が縮小している。また、資本会計については、公共投資が名目ベースで前年度並みに抑えられたことから収支じりは1,510億フランの赤字と、前年度実績見込み(1,513億フランの赤字)並みの赤字にとどまり、この結

果、総合収支じりは2,420億フランの赤字(対名目GDP比6.4%)と、前年度(2,517億フランの赤字<対名目GDP比7.3%>)比小幅ながら縮小の計画となっている。

(注1) エネルギー製品に対する付加価値税引上げの内容は以下のとおり。

動力用燃料 16→25%(ただし、企業・運輸業者に対しては引続き免除)  
その他燃料 6→16%

(注2) 54年8月号「要録」参照。

2. 本予算案に対する反響をみると、「財政赤字削減努力および設備投資振興のための企業減税は評価されるが、西ドイツをはじめとする主要国が消費需要の刺激による景気回復を企図しつつある現在、ベルギーのみが景気停滞が見込まれる中において増税を実施するのは危険である」(L'Echo de la Bourse 紙)とする見方もある。

#### ベルギーの1981年度予算案

(単位: 億フラン、△印は赤字)

		1980年度 (補正後)	1981年度	前年度比
一般会計	歳入	10,098	11,042	9.3%
	歳出	11,105	11,949	7.6
	収支じり	△ 1,007	△ 907	
資本会計	歳入	136	144	5.9%
	歳出	1,646	1,657	0.7
	収支じり	△ 1,510	△ 1,513	
総合収支じり (対対名目GDP比)		△ 2,517 (7.3%)	△ 2,420 (6.4%)	

#### ◇ノルウェー、南ノルウェー地区に対する第一線準備率を引上げ

ノルウェー政府(大蔵省)は、8月29日、ノルウェー中央銀行から提案された南ノルウェー地区の第一線準備率(注1)引上げ(商業銀行については5%から13%、貯蓄銀行については8%から10%)を承認し、9月1日以降実施することを決定した。

本措置は、本年中の商業銀行および貯蓄銀行の貸出が政府のガイドラインを上回っており、これを抑制するために実施されたもの。

なお、政府(大蔵省)はノルウェー中央銀行から同時に提案された北ノルウェー地区の第一線準備率の適用(一律5%)については、同地区の失業状況、開発計画を考慮し、見送り(注2)とした。

(注1) 第一線準備率とは、対象金融機関総債務の一定比率を手元現

金、中央銀行預け金、郵便振替貯金、TBからなる準備資産で保有することを義務付けるもの。

(注2) 北ノルウェー地区については、もともと人口が少なく産業も未発達であるため、開発促進が必要とされており、本制度は74年9月以降適用停止となっている。

#### ◇オーストリア中央銀行、再割引わく等の削減を決定

オーストリア中央銀行は8月22日、再割引わくおよびロンバート貸付わくをそれぞれ20%削減し、9月1日から実施することを決定した。

本措置についてオーストリア中央銀行では、「更年後も経常収支の赤字拡大傾向が続いており、今回の措置は、こうした経常赤字の一段の悪化を防ぐことを主眼としたものであるが、同時にこのところ観光収入により国内流動性が増加している点も考慮したものとコメントしている。

#### ◇トルコ、トルコ・リラを切下げ

トルコ政府は、8月4日、トルコ・リラを米ドルに対して2.5%切下げ(注)(公定為替レート1米ドル=78トルコ・リラ→80トルコ・リラ)旨発表、即日実施した。なお今次切下げのねらいは、各国通貨相場の変動に伴うクロス・レートの調整にあるとされておりこのため、フランス・フラン、ドイツ・マルクに対しては、旧レートのまま据置かれている)対米ドルに対する切下げは、今年に入って、今回で4回目)。米ドルを除く主要通貨に対するトルコ・リラの新交換レートは以下のとおり(カッコ内は旧レート)。

1 英ポンド=186.40トルコ・リラ(185.17トルコ・リラ)

1 スイス・フラン=48.19トルコ・リラ(48.80トルコ・リラ)

100イタリア・リラ=9.48トルコ・リラ(9.39トルコ・リラ)

### アジアおよび大洋州諸国

#### ◇アジア開銀、貸出金利を引上げ

アジア開発銀行は8月1日、通常財源(資本金、準備金、借入金)による貸出の金利を年8.1%から9.0%に引上げ、同日融資承認分から適用する旨発表した(なお、特別基金財源<加盟各国からの拠出金等>からの貸出については、従来どおり貸出手数料のみ年1%を徴求)。

本措置について同行では、最近の資金調達コストの上昇を映じた世界銀行の貸出金利引上げ(7月1日以降理事會審議分につき年8.2%から9.25%に引上げ)に追随し

たものと説明している。

#### ◇韓国、本年第2四半期のG N Pを発表

韓国銀行はこのほど1980年第2四半期(4~6月)の実質G N P(暫定)を発表したが、同実質G N Pは、前年同期比△5.9%と、前期に続いてマイナス成長となった(本年上半期通計では前年同期比△4.0%<前年上半期同+11.4%>)。

これを部門別にみると、農林水産業(前年同期比△19.4%)が穀物の収穫減等により、またサービス業等(同△10.7%)も個人消費支出の低調な伸び(同△2.3%)や外国人観光客の減少等を映じて、いずれも2けた台の落ち込みとなったほか、製造業(同△3.2%)も輸出・内需の減退により不振となるなど、経済活動は全般的に不きえであった。

なお、実質G N P成長率が四半期ベースでみて2期連続してマイナスとなったのは1960年以降では今回がはじめて。

#### 韓国の国民総生産(実質ベース)

(前年比増減(△)率・%)

		1978年	1979年 (暫定)	1980年 上期 (暫定)	第1 四半期 (改訂)	第2 四半期 (暫定)
G N P	総額	11.6	6.4 <sup>*</sup>	△4.0	△1.8	△5.9
	農林水産業	△4.0	5.2	△13.0	△0.4	△19.4
	鉱工業	20.0	10.2	△2.2	△1.4	△2.9
	うち製造業	20.7	10.6	△2.4	△1.5	△3.2
	(軽工業)	14.9	6.9	0.5	1.4	△0.2
	(重化学工業)	26.4	14.0	△4.7	△3.8	△5.6
	社会間接資本 その他 (サービス業等)	21.3	8.0	5.5	6.3	4.9
G N E	個人消費支出	10.3	7.9	△0.5	1.3	△2.3
	政府の財貨・サービス 経常購入	15.2	0.1	△4.4	△7.9	△0.9
	国内総固定資本 形成	39.4	9.6	△13.3	△2.8	△19.8
	財貨・サービスの輸出	17.5	△2.7	4.5	5.3	3.7
	(控除) 財貨・サービスの輸入	29.1	9.6	△4.8	△3.7	△5.7

\* 8月16日の韓国経済企画院発表により下方修正。

(注) 1975年不変価格による。

#### ◇韓国、第5次経済社会5か年計画作成指針を発表

韓国政府はこのほど82年から始まる第5次経済社会5か年計画を作成するための指針を発表した(別表参照)。同指針では、期間中の年平均経済成長率8.0%、卸売物価上昇率9.0%、1人当りG N P 4,200ドル(目標年度である



## 主要経済指標

	1972~ 76年	1977~ 81年	1982~ 86年
1. 実質経済成長率(%)			
G  N  P	10.1	6.9	8.0
個人消費	7.5	6.5	6.1
総固定資本形成	11.1	13.7	7.1
GNPデフレーター	20.9	19.4	11.0
2. 部門別成長率(%)			
農林水産業	6.1	1.7	2.5
鉱工業	18.0	10.1	10.2
うち製造業	18.7	10.3	10.4
社会間接資本等	8.4	7.1	8.4
うち社会間接資本	13.0	12.2	10.1
その他	7.0	5.0	7.4
3. 部門別シェア	100.0	100.0	100.0
農林水産業	23.8	21.5	17.7
鉱工業	28.8	28.5	30.2
うち製造業	( 27.6)	( 27.2)	( 29.3)
社会間接資本等	47.4	50.0	52.1
うち社会間接資本	( 12.4)	( 17.9)	( 19.5)
その他	( 35.0)	( 32.1)	( 32.6)
	1979年	1981年	1986年
4. 対外取引(名目、 百万米ドル)			
輸出	14,700	20,500	54,600
輸入	19,300	26,000	57,400
貿易収支	△ 4,600	△ 5,500	△ 2,800
貿易外受取	4,800	6,700	13,800
貿易外支払	4,900	7,000	14,000
貿易外収支	△ 100	△ 300	△ 200
移転収支	500	600	900
経常収支	△ 4,200	△ 5,200	△ 2,100
長期資本収支	2,500	2,800	2,800
基礎収支	△ 1,700	△ 2,400	700
短期資本収支	2,500	2,700	1,400
外貨準備高	5,700	6,500	14,300
	1976年	1981年	1986年
5. その他			
失業者数(千人)	505	726	579
失業率(%)	3.9	4.8	3.3

を図ることによって安定成長、社会生活の安定、等を実現していくことを目標とし、これを達成するための具体的課題として、①インフレの克服、②重化学工業の競争力強化、③産業政策の整備、④代替エネルギーの開発・促進、⑤金融制度の改善、⑥行政機構の合理化、⑦公正な取引と競争体制の確立、⑧教育、科学技術の振興、⑨安定した賃金体系の確立、⑩社会保障制度の向上の10項目を選定している。

## ◇韓国、中小企業資金支援総合対策を発表

韓国政府は7月29日、中小企業向け資金供給の拡大、融資手続きの簡素化等を内容とする中小企業資金支援総合対策を発表、8月14日から実施した。同措置のねらいは、従来の政府支援制度では、①担保能力の不足した中小企業が銀行融資を受けにくくなっていること、②中小企業が支援適格業者の指定を受けるための手続きが煩雑で時間がかかること等にかんがみ、景気後退に伴い経営の悪化をみている中小企業への資金支援を拡充し、安定した生産活動と競争力の強化を図ることにある。

その概要は次のとおり。

- (1) 資本金が3億ウォン未満で従業員が20人未満の中小企業に対し政府は銀行を通じて本年中に総額12億ウォンの資金支援を行う。
- (2) 金融機関の担保付貸付限度を担保評価額(従来はその60~70%)にまで引上げる。また、1件当たり30百万ウォン以下の貸出については、韓国銀行が作成した中小企業融資審査基準に基づき無担保で貸付けることができる。
- (3) 中小企業等に対する信用保証基金(注)の保証債務総額を本年59億ウォンから68億ウォンに引上げる。

(注) 政府出捐の中小企業信用保証基金および農林水産業者信用保証基金を原資として76年6月に正式発足、中小企業が銀行その他の金融機関から融資を受ける場合にその債務を保証する基金。

- (4) 中小企業銀行の資本金を30億ウォン(従来10億ウォン)に引上げ、さらに本年下期中に3.5億ウォン、81年中に5億ウォン増額する。

このほか、①中小企業銀行と信用保証基金にそれぞれ投資部を設け、中小企業の株式または長期社債の引受け業務を行わせること、②中小企業銀行の支払準備率を貯蓄性預金の場合8%(現行11%)、要求払い預金の場合15%(現行20%)に引下げること(81年初から実施)、等が予定されている。

86年中)、輸出の年平均増加率21.6%、輸入の年平均増加率17.2%、等と定め、今後これに基づいて各種施策を策定していき、81年8月に最終的な計画内容を発表する予定になっている。

なお、今次5か年計画は、物価の安定と生産性の向上

### ◇韓国、交通料金・石油製品価格を引上げ

韓国政府は8月、交通料金・石油製品価格をそれぞれ8月6～15日、8月24日から引上げる旨を発表した。

交通料金は昨年12月19日以降(うち鉄道料金は80年1月10日以降)据え置かれてきたが、その間石油の値上げ等により財政負担(コスト上昇に伴い発生した損失は国家が補てん)が増加してきたため、今回、同料金を引上げることにしたもの。

また石油製品価格は、本年1月29日に大幅に引上げ(平均59.4%)られたが、その後も、産油国による原油価格の引上げが行われたほか、ウォンの下落(フロート制に移行した本年2月27日以降6.25%方下落)もあって原油の輸入価格が急上昇し、企業のコスト負担が増加を続けたため、政府は今回の措置に踏切ったもの。

引上げ幅は次のとおり。

#### (1) 交通料金

- 市内バス : 12.5%(8月6日実施)
- 郊外バス : 9.8%(8月10日実施)
- 沿岸フェリー : 19.3%( " )
- 鉄道 : 貨物および旅客普通25%、旅客特急20%(8月15日実施)
- 地下鉄 : 12.5%( " )

#### (2) 石油製品価格

- ガソリン : ハイオク1リットル当り700ウォン→790ウォン(約280円<80年8月24日実勢レート換算)、レギュラー同580→610ウォン(約216円<同>)
- 灯油 : 同179→202ウォン(約72円<同>)
- ディーゼル油 : 同175→192ウォン(約68円<同>)
- その他 : ナフサ14.7%、プロパンガス(一般用)10.8%、アスファルト13.3%、等。

### ◇台湾、1981年度予算成立

立法院は5月30日、1981年度(1980年7月～81年6月)中央政府予算案を承認、6月13日公布した。同予算は国防・外交費等の支出増加を主因に、前年度当初予算比+30.8%(総額2,542億元、約70.6億ドル相当)と前年度(同+25.3%)を大幅に上回る伸びとなっている。歳出入面の特徴は次のとおり。

- (1) 歳出面では、最大のウエイト(4割強)を占める国防・外交費が米中国交樹立等国际関係の変化を映じて高い伸び(同+32.3%)となっており、また、公務員給与の大幅引上げ等から一般政務費(同+35.4%)が増大

している。このほか、教育・科学・文化費(同+65.6%)も代替エネルギーの開発等を目的とした「能源研究発展基金」を新設したことから大幅に増加している。

- (2) 歳入面をみると、大宗を占める租税・専売収入は酒・たばこの値上げ等からまずまずの伸び(同+26.8%)が見込まれるものの、公営企業収入が石油部門の収益悪化により低い伸び(同+15.7%)にとどまる見通しにあるため、建設公債の発行と剰余金繰入れにより歳入不足(246億元)を補てんするかたちとなっている。

### 台湾の1981年度予算

(単位・億元)

		1981年度 予 算	1980年度 当初予算 費増加率 (%)	構成比 (%)
歳 入	租 税 ・ 専 売 収 入	1,823	26.8	71.7
	公 営 企 業 収 入	214	15.7	8.4
	建 設 公 債	130	12.1	5.1
	剰 余 金 繰 入 れ	116	—	4.6
	そ の 他	259	—	10.2
合 計		2,542	30.8	100.0
歳 出	国 防 ・ 外 交 費	1,067	32.3	42.0
	経 済 建 設 ・ 交 通 関 係 費	584	15.8	23.0
	社 会 福 祉 関 係 費	337	40.4	13.3
	教 育 ・ 科 学 ・ 文 化 費	222	65.6	8.7
	一 般 政 務 費	111	35.4	4.4
	債 務 返 済 費	59	22.9	2.3
	省 市 補 助 費	126	23.5	4.9
	そ の 他	36	—	1.4
合 計		2,542	30.8	100.0

### ◇フィリピン、中長期融資促進策を発表

フィリピン中央銀行は8月23日、国内金融機関による中長期融資の促進策を発表した。これは、年初来同国が推進している金融制度改革(4月号「要録」)の一環としてとられたもの。内容は次のとおり。

#### (1) 中銀貸出の拡充

イ、従来商業・輸出手形の再割に限られていた国内金融機関に対する中銀貸出について、今後は緊急の場合、証書貸出を認める(限度額:純資産の10%以内、期限:90日以内、金利:基準再割金利+2%)。

ロ、中銀再割の適格担保に、期間1年以上の中長期融資を加える。

#### (2) 変動金利制度の創設等

これまで、事実上固定的であった期間4年以上の長

期融資の金利(注)について、今後中銀が市場の実勢を勘案して2週間ごとに参考金利(MIBOR: Manila interbank offer rate)を発表し、これに3%を上乗せした水準を上限金利とする。

今回の措置について同國中銀では、本年3月発表した金融機関の合併・増資による資金力強化の方針に加え、金利を弾力化し、中銀の機能を拡充することにより、中長期融資を促進し、企業の資金コストを低減することをねらったもの、と説明している。

(注) 従来、同国の長期貸出金利は、中銀が発表する最高限度(8月末現在、年16.5%)にはりついていた。

### ◇インド援助国会議の開催

世銀主催の1980年度インド援助国会議は7月3、4日の両日パリで開催され(米国、日本、英国、西ドイツ等13か国、および世銀、IMF等国際機関の代表が参加)、本年度(1980年4月～81年3月)の対インド援助総額を34.1億ドルとほぼ前年度(33.1億ドル)並みとすることで合意が成立した。

本会議においては、まずインド側は、①干ばつ被害による農業生産の不振と電力不足等に伴う鉱工業生産の停滞から昨年度の実質GDPが7年ぶりのマイナス成長を記録したあと、本年度も引続き回復が期待し難い、②原油輸入価格高騰の影響から経常赤字の拡大が引続き見込まれ、外貨準備高の大幅取崩しが避けられない、といった同国経済が直面している窮状を訴え、援助額の大幅増大とディスバースの早期実行を強く要望した。しかし、これに対し援助国側は、①インフレ対策の一環として財政赤字の圧縮に努めている折柄援助予算を特別扱いにする訳にはいかない、②インドがIMFからの借入余力を相当残している、といった理由を挙げて援助の増額には強い難色を示したといわれている。このため両者の調整は難航したが、結局援助国側の主張通りほぼ前年度並みに結着をみたもの。

	本年	(前年)	前年比
	百万ドル	百万ドル	
援助国(13か国)	1,206.7	(1,215.2)	-0.7%
国際機関	2,207.5	(2,098.6)	5.2
合計	3,414.2	(3,313.8)	3.0

### ◇豪州、外資流入に対する事前認可制を廃止

豪州政府は7月15日、外資流入に対する認可制(1971年9月実施)を廃止し、原則として計数報告方式に改める旨発表した。なお、豪州金融機関による非居住者からの資金調達および非居住者による豪州企業の株式取得に

ついては、今後も従来どおり準備銀行の事前の認可を要する。

同国では、従来、大口(25万豪ドル以上)の資本流入については準備銀行による事前認可を要することとされていた。しかしながら、最近の資源開発ブームに伴う外資流入の急増から準備銀行、金融機関双方における手続き事務の繁忙化が無視しえない状況となってきたため、事務負担の軽減を図る趣旨から本措置が採られたものとみられている。本措置の発表にあたりハワード蔵相は、「準備銀行による民間資本流入状況の監視という目的は、新方式でも十分達成可能であり、金融機関の外国為替業務に対する規制緩和につながるものではない」としている。

### ◇豪州、1980年度予算案を発表

豪州政府は8月19日、1980年度(80年7月～81年6月)予算案を議会に提出した。本予算案は、インフレ抑制を最重視した3年連続の緊縮型予算となっており、財政赤字額は国産原油に対する課徴金引上げや法人税の好伸等による歳入の増加と歳出規模の圧縮によって前年度比さらに縮小されているのが特色。

本予算案の提出に当りハワード蔵相は、世界経済がインフレ高進と景気後退という深刻な事態に追込まれている中において、同国経済が昨年度中おおむね良好な経済パフォーマンスを示してきた点を指摘しながらも、「豪州経済の有する高い潜在成長力を引出すには、インフレとの闘いに最大限の努力を払う必要がある」との認識から、金融引締め政策の継続(本年度のマネーサプライ伸び率は+9～11%に抑制、前年度実績+12.9%)に歩調を合わせて、予算編成では財政赤字幅の圧縮を最優先した旨説明している。

なお、本年度の経済見通しについては、①実質経済成長率は+3.0%と前年度(+2.2%)に比べ幾分高まる、②消費者物価は引続き10%前後の上昇となる(前年度実績+10.2%)、③経常収支の赤字幅は世界景気の後退に伴う輸出の伸び悩みを主因に△20億豪ドル強と前年度に比べ倍増する(前年度実績△12億豪ドル)、としている。

本予算の規模および主要施策は次のとおり。

#### 1. 予算規模

歳入は、企業収益の改善を背景とした法人税収の伸長(前年度比+32.1%)、輸入原油に比べコストの割安な国産原油に対する課徴金の大幅引上げ(同+39.1%)等を中心に、前年度比+16.2%と前年度(同+16.0%)に引続きかなりの増収が見込まれている。一方歳出は、輸出関連企業に対する奨励金の増額、空港施設整備、交通機関に

対する燃料費補助の引上げ等から経済的サービス費がかなりの伸び(同+25.2%)となっているものの、社会福祉費、教育費等が低い伸びに抑えられていることから、全体では同+13.7%と引続き抑制基調となっている(前年度同+9.0%)。この結果、財政赤字幅は△1,566百万豪ドルと前年度に比べ更に圧縮され(前年度実績△2,034百万豪ドル、前々年度同△3,478百万豪ドル)、特に国内収支(海外援助等の海外支出を除くベース)では7年ぶりに黒字(+39百万豪ドル<前年度△567百万豪ドル>)を計上している。

## 2. 主要施策

### (1) 歳入面

- イ. 扶養家族に対する所得税還付金の引上げ(平均+34%、配偶者の場合年間600→800豪ドル)。
- ロ. 教育機関、海外援助機関等への寄付に対する所得控除の新設。
- ハ. 企業の既存および新規設備(乗用車等を除く)に対する減価償却期間を一律2割短縮する。

### (2) 歳出面

- イ. 国防費の大幅増加(前年度比+17.7%、なお1984年度までに国防支出をGDPの3%まで引上げ<1979年度実績約2.6%、1980年度見通し約2.7%>)。
- ロ. 南太平洋新興国援助3ヵ年計画(総額1億2千万豪ドル)の実施。
- ハ. 輸出関連企業に対する奨励金(海外市場開拓、輸出拡大等を目的としたもの)の大幅増額(2億6千万豪ドル<前年度比+21%>)。
- ニ. 空港施設の整備および交通機関に対する燃料補助の増額、等。

## 豪州の1980年度予算

(単位・百万豪ドル)

		1979年度 (実績)	1980年度	前年度 比・%
歳 出	国 防	3,008	3,541	+ 17.7
	教 育	2,607	2,867	+ 10.0
	保 健	3,169	3,644	+ 15.0
	社会 保 障・福 祉	8,797	9,890	+ 12.4
	住 宅	343	366	+ 6.7
	都 市・地 域 開 発	99	105	+ 6.0
	文 化・娛 楽	321	383	+ 19.5
	経 済 的 サ ー ビ ス	1,884	2,360	+ 25.2
歳 入	一 般 行 政	2,145	2,442	+ 13.8
	そ の 他 と も 計	31,694	36,037	+ 13.7
	所 得 税	18,587	21,730	+ 16.5
	個 人	15,040	17,070	+ 13.5
	法 人	3,406	4,500	+ 32.1
	国 産 原 油 課 徴 金	2,270	3,157	+ 39.1
	販 売 税	1,865	2,060	+ 10.5
	関 税	1,629	1,860	+ 14.2
そ の 他 と も 計	29,661	34,471	+ 16.2	
収 支 じ り	△2,034	△1,566	—	